



報道関係者 各位

平成31年3月28日(木)
【照会先】
愛知労働局需給調整事業部
需給調整事業第一課
課長 山本 茂
課長補佐 近藤 伸仁
(電話)052-219-5587

有料の職業紹介事業の許可の取消しについて

～職業安定法に規定する欠格事由に該当した事業者に対して実施～

厚生労働本省において、当局管内の有料の職業紹介事業を営む下記の事業者に対して、有料の職業紹介事業の許可の取消しを通知しましたので、配布します。

なお、処分理由等については、厚生労働本省によるプレスリリース資料(別添1)のとおりです。

記

被処分事業者

- | | |
|--------------|-----------------------------|
| (1) 名称 | 株式会社 イーストハーモニー |
| (2) 代表者職氏名 | 代表取締役 中島 美香子 |
| (3) 所在地 | 愛知県名古屋市東区東桜二丁目14-7プロト東桜ビル6階 |
| (4) 許可に関する事項 | |
| 許可年月日 | 平成29年 8月 1日 |
| 許可番号 | 23-ユ-301550 |

報道関係者各位

平成31年 3 月 28 日

【照会先】

職業安定局需給調整事業課

課 長 牛島 聡

主任中央需給調整事業指導官 新田 峰雄

課長補佐 富田 英晴

(代表電話) 03(5253)1111 (内線5335、5744)

(直通電話) 03(3502)5227

有料の職業紹介事業の許可を取り消しました

～職業安定法に規定する欠格事由に該当した事業者に対して実施～

厚生労働省は、平成 31 年 3 月 28 日付けで、株式会社イーストハーモニーに対し、有料の職業紹介事業の許可を取り消しました。詳細は以下のとおりです。

1 有料の職業紹介事業の許可の取消しを行った事業者

- (1) 名称 株式会社イーストハーモニー
- (2) 代表者職氏名 代表取締役 中島 美香子
- (3) 所在地 愛知県名古屋市東区東桜二丁目 14-7 プロト東桜ビル 6 階
- (4) 許可に関する事項
 - 許可年月日 平成 29 年 8 月 1 日
 - 許可番号 23-ユ-301550

2 処分内容

職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 32 条の 9 第 1 項第 1 号の規定に基づき、平成 31 年 3 月 28 日をもって、有料の職業紹介事業の許可を取り消す。

3 処分理由

株式会社イーストハーモニーは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）第 5 条第 1 項、同法第 59 条第 2 号及び第 62 条の規定に基づき、罰金の刑に処せられ、平成 30 年 12 月 22 日に刑が確定したため、職業安定法第 32 条第 1 号に規定する欠格事由に該当することとなった。

※ 労働者派遣法、職業安定法等の関係条文は、別添をご参照ください。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）（抄）

（労働者派遣事業の許可）

第五条 労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。
2～5（略）

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一（略）
- 二 第五条第一項の許可を受けないで労働者派遣事業を行つた者
- 三及び四（略）

第六十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第五十八条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）（抄）

（有料職業紹介事業の許可）

第三十条 有料の職業紹介事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。
2～6（略）

（許可の欠格事由）

第三十二条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第三十条第一項の許可をしてはならない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二第一項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二～九（略）

十 法人であつて、その役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの

十一及び十二（略）

（許可の取消し等）

第三十二条の九 厚生労働大臣は、有料職業紹介事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十条第一項の許可を取り消すことができる。

- 一 第三十二条各号（第四号から第七号までを除く。）のいずれかに該当しているとき。
- 二及び三（略）

2（略）

職業安定法施行令（昭和 28 年政令第 242 号）（抄）

（法第三十二条第一号の政令で定める労働に関する法律の規定）

第二条 法第三十二条第一号（法第三十二条の六第六項、第三十三条第四項及び第五項並びに第三十三条の三第二項において準用する場合を含む。）の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 （略）

二 労働者派遣法第五十八条から第六十二条までの規定

三～八 （略）